

【報告基準日】

- ・ 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ほうりゅうじちいき ぶつきょうけんぞうぶつ
法隆寺地域の仏教建造物

2. 所在地（県及び市町村名）

ならけんいこまぐんいかるがちょう
奈良県生駒郡斑鳩町

3. 記載年

1993年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

建造物群

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

特になし

7. 保存管理体制の状況

本登録遺産を構成する建造物48棟は、国宝または重要文化財として、国が文化財保護法の規定によって指定しており、保護・保存の措置がとられている。また法隆寺・法起寺区域は国が史跡に指定し、地上の建造物と地下の遺構の保存を図っている。

登録資産の緩衝地帯（バッファゾーン）は、古都保存法の規定に基づいて、1966年、国が斑鳩町歴史的風土保存区域として指定し、また奈良県風致地区条例に基づき、1966年、奈良県が斑鳩風致地区として指定し、全域の歴史的風土と自然環境の保全を図っている。

8. 保護措置

・「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」に基づく「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」を2013年に策定し、この計画に基づく重点区域に法隆

寺周辺のバッファゾーンの一部を設定した。

・「法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例」を2014年に制定し、法隆寺周辺のバッファゾーンの一部にあたる「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」における重点区域の一部の建築規制を変更した。

9. 予算措置

年度	予算額 (千円)
28	83,550
27	70,523
26	98,069
25	75,000
24	142,000

10. 来訪者の状況

年	来訪者数 (人)
27	717,975
26	756,000
25	816,000
24	835,000
23	875,000

法隆寺及び法起寺の拝観者数により算出

11. その他

【シンポジウム等】

- ・斑鳩町町制70周年記念事業 平成29年度 春季特別展
「斑鳩古塔展 ―聖徳太子ゆかりの古代寺院の仏塔―」
開催日時：平成29年5月27日～7月2日
開催場所：斑鳩町文化財活用センター
内容：展示会
主催者：斑鳩町
- ・「(仮称) 法隆寺食封サミット」
開催日時：平成29年7月22日
開催場所：いかるがホール
内容：サミット
主催者：斑鳩町

【報告基準日】

- ・ 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

姫路城

2. 所在地(県及び市町村名)

兵庫県 姫路市

3. 記載年

1993

4. 評価基準

(i) (iv)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

建造物群

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

落書き等来訪者による遺産の意図的な破壊については、監視カメラ、巡回警備等による防止策を講じている。

地震等の自然災害については、耐震診断と必要な構造補強及び防災設備の整備により、対策を講じている。

7. 保存管理体制の状況

(1) 管理団体

姫路市

(2) 担当部局

〔県〕 兵庫県教育委員会 文化財課

〔市〕 姫路市教育委員会 文化財課

8. 保護措置

姫路市立公園条例（平成18年制定）

・都市公園法に基づく都市公園のほか、姫路市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めるもの。姫路城を中心とする都市公園姫路公園の健全な発達を図るもの。

特別史跡姫路城跡整備基本構想（平成20年3月策定）

・昭和61年に策定した整備基本構想の全面的見直しを行い、対象エリアを特別史跡指定地であり、世界遺産資産である内曲輪、中曲輪と外曲輪及びバッファゾーンに区分し、それぞれのエリアごとに保存管理、史跡整備、景観誘導などについての基本方針と将来のあるべき姿を示した。

特別史跡姫路城跡整備基本計画（平成23年3月策定）

・特別史跡姫路城跡整備基本構想の全面見直しを受け、特別史跡姫路城跡整備管理方針に替わる特別史跡姫路城跡の保存管理計画を策定。

姫路城重要文化財建造物等保存活用計画（平成25年8月策定）

・世界文化遺産姫路城に現存する建造物の一体的な管理、保存活用の考え方を具体的に示し、姫路城を将来に向かって恒久的に保存継承していくための指針を策定。

9. 予算措置

（単位：千円）

	兵 庫 県	姫 路 市
平成24年度	11,271	126,092
平成25年度	4,500	160,748
平成26年度	3,300	169,916
平成27年度	0	38,142
平成28年度	6,891	32,714

10. 来訪者の状況

	来 訪 者 数
平成24年度	546千人
平成25年度	767千人
平成26年度	797千人
平成27年度	2,626千人
平成28年度	2,083千人

11. その他

【報告基準日】

- 平成 29 年 3 月 1 日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

こ と きょうと ぶんかざい きょうとし うじし おおつし
古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）

2. 所在地(県及び市町村名)

きょうとふ きょうとし うじし
京都府 京都市、宇治市

しがけん おおつし
滋賀県 大津市

3. 記載年

1994年

4. 評価基準

(ii)、(iv)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、建造物群
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- ・賀茂御祖神社資産範囲（京都市左京区）で、神社が祭具等保管庫の建築を計画。周辺住民や文化庁等との協議により、歴史的環境に配慮した意匠を採用。
- ・同緩衝地帯において、3階建て和風集合住宅新築工事中（平成 28 年 2 月着工，平成 29 年 5 月（竣工予定））。資産範囲に隣接するため，京都市が強く指導。建物配置やデザイン，建物の上層部のセットバック，周辺環境整備を行うこととするなど，景観に配慮した内容となった。
- ・天龍寺緩衝地帯（京都市西京区）の桂川氾濫対策を，国・府・市及び住民で協議。堰を撤去し、自然石による護岸という最も景観への影響が少ない方法を選択。平成 28 年秋（着工），平成 29 年 6 月末（完成予定）。
- ・二条城資産範囲内（京都市中京区）で，京都市が正面玄関口である東大手門の景観を改善し，遺産の価値を向上させるための駐車場再整備を計画。文化庁，住民，有識者等の意見を踏まえ，駐車総数を減少。平成 29 年 1 月施工開始。
- ・醍醐寺資産範囲（京都市伏見区）で，総務省の「世界文化遺産の保存・管理

等に関する実態調査」により、国宝金堂の扉等に落書きが発見されたため、毀損届が提出された。

・宇治上神社の緩衝地帯及び隣接地(宇治市宇治)において、民間業者により山丘を削る宅地開発計画があり、景観保全について調整中。あわせて、景観の保全を一層図るため、山丘部(緩衝地帯及び隣接地)の史跡・名勝等の指定を目指す取り組みを進めている。

7. 保存管理体制の状況

(1) 都道府県及び市町村における担当部局

京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課
京都市	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
宇治市	宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課
滋賀県	滋賀県教育委員会事務局文化財保護課
大津市	大津市教育委員会文化財保護課

(2) 専門家／有識者による委員会の設置

無し

(3) その他

基本的には下記各資産所有者並びに管理者が管理

①賀茂別雷神社	宗教法人賀茂別雷神社
②賀茂御祖神社	宗教法人賀茂御祖神社
③教王護国寺	宗教法人教王護国寺
④醍醐寺	宗教法人醍醐寺
⑤仁和寺	宗教法人仁和寺
⑥延暦寺	宗教法人延暦寺
⑦清水寺	宗教法人清水寺
	宗教法人地主神社
⑧平等院	宗教法人平等院
⑨宇治上神社	宗教法人宇治上神社
⑩鹿苑寺	宗教法人鹿苑寺
⑪慈照寺	宗教法人慈照寺
⑫高山寺	宗教法人高山寺
⑬西芳寺	宗教法人西芳寺
⑭天龍寺	宗教法人天龍寺
⑮龍安寺	宗教法人龍安寺
⑯本願寺	宗教法人本願寺
⑰二条城	京都市元離宮二条城事務所

8. 保護措置

○京都市

京都市市街地景観整備条例の改正 平成 22 年 12 月 22 日

京都市眺望景観創生条例の改正 平成 22 年 12 月 22 日

高度地区による高さ規制の見直し 平成 19 年 9 月 等

○宇治市

緩衝地帯の全域及び隣接市街地部分を平成 20 年 4 月に景観法に基づく景観計画重点地区に指定し景観の保全を強化した。また隣接市街地部分では高度制限を設定し景観を保護した。

本資産の緩衝地帯は、京都府条例の「京都府風致地区条例」による特別風致地区としているが、宇治市に権限委譲を受け平成 29 年 4 月に「宇治市風致地区条例」を施行し、より一層細やかな景観保全に努める。

9. 予算措置

(単位:千円)

	24 年度	25年度	26 年度	27年度	28 年度
京都府	1,301,927	1,735,613	1,751,750	1,704,359	1,692,704
滋賀県	1,035,158	2,167,523	1,446,698	1,480,944	1,734,412

※上記予算は、世界遺産以外の文化財を含む文化財保護措置の予算額。

10. 来訪者の状況

各資産毎の来訪者数は把握していない。

11. その他

賀茂御祖神社資産範囲（京都市左京区）におけるマンション建設に関し、反対派住民による風致許可取り消し提訴（平成 28 年 3 月 23 日）、建築確認取り消し提訴（同 9 月 20 日）があり、現在審理中。

反対派住民団体から世界遺産センターに、行政当局が世界遺産保護のため適正な措置を取るよう勧告するよう求めた陳情書の提出（平成 29 年 2 月 13 日）。

宇治市宇治山本地区の山丘部（緩衝地帯及び隣接地）における宅地開発計画事案に対しては、地元町内会等より予定地内に存する古墳及び景観の保全に関する請願が宇治市議会に提出されている。

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

- ・ しらかわごう 白川郷・ご か やま 五箇山のがっしょうづく 合掌造りしゅうらく 集落

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

- ・ 岐阜県 しらかわむら 白川村
- ・ 富山県 なんとし 南砺市

3. 記載年

- ・ 1995年

4. 評価基準

- ・ (iv)、(v)

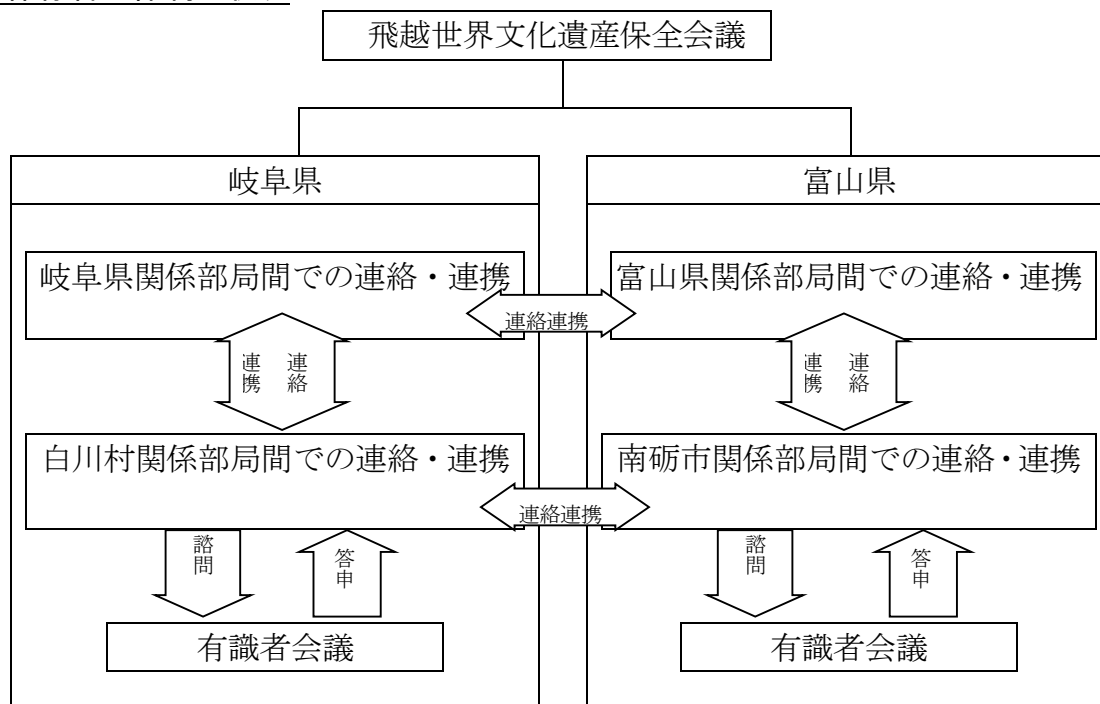
5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

- ・ 建造物群
- ・ 文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- 重文和田家住宅、重文岩瀬家住宅など合掌造りの公開施設等の公開は資産の理解に好影響を与えている。
- 東海北陸自動車道の全通（2008. 7）は、地域の活性化や緊急・災害時の非常用道路として大きな利益をもたらしている。しかし一方で、過度の来訪者は交通渋滞の要因となり、地域環境の悪化が懸念されている。これに対し、交通規制を行うなどの対策をとるとともに、マスタープランにもとづく交通計画の策定を予定するなど、交通問題の解決に努めている。
- 住民協定では民間の有料駐車場は原則禁止しているが、繁盛期を中心に遵守されていないのが実態であった。こうした状況に対して、民間有料駐車場を是正する動きが白川村と住民を中心に起こった。民間有料駐車場の廃止や村内への観光車両の進入を制限する自主的な取り組みにより、地域環境の改善が図られている。
- 稲作の促進や茅場の造成など集落環境の整備を図ることが地区の環境形成に大きな好影響を与えている。
- 祭礼など伝統的な行事は、結をはじめとする地域コミュニティの維持・形成に大きな好影響を与えている。
- 来訪者の増加は観光産業などの地域経済の活性化に好影響を与えている。しかし一方で、過度の来訪者は交通渋滞の要因となり、地域環境の悪化が懸念されている。これに対し、交通規制を行うなどの対策をとるとともに、マスタープランにもとづく交通計画の策定を予定するなど、交通問題の解決に努めている。
- 白川村では交通計画に則った永年の交通問題解決に向けた取り組みの結果、平成26年4月より普通車も含めた観光車両の遺産地区内への通年車両通行制限を行い、交通渋滞要因及び集落内の民間有料駐車場問題について急速に改善された。
- 白川村では平成27年度事景観的に問題となっていた鉄筋コンクリート造りの白川診療所の移転解体工事が完了。その跡地に上記通年車両通行制限計画の一環として計画されていた交通制限地区内のドライブイン形式飲食予約バス駐車場の代替駐車スペースとしてバス待機所の整備を行い交通制限区間に大型バスが流入待機しないよう方策を講じる。これにより交通制限区間内の車両制限計画の一連事業が完了した。
- 地理的な条件による、暴風、洪水、地震などの自然災害の被害が懸念される。災害発生時には、被害の程度に応じ、県および関係市村の防災計画にもとづき、対応することとなる。
- 植物性の葺き材による屋根は火災に弱く、被害の拡大が想定される。条例による整備や自動火災報知器、放水銃等の設置に努めるとともに、パンフレットなどにより観光客への周知を図っている。

7. 保存管理体制の状況



8. 保護措置

<白川村>

- ・ 白川村景観条例（平成 15 年 9 月制定、平成 20 年 3 月改正）
- ・ 白川村景観計画（平成 20 年 3 月策定）
- ・ 白川村世界遺産マスタープラン（平成 22 年 12 月策定）

<南砺市>

- ・ 南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年 11 月制定、平成 17 年 6 月改正）
- ・ 南砺市五箇山世界遺産マスタープラン（平成 24 年 10 月策定）
- ・ 南砺市五箇山景観条例（平成 28 年 3 月制定）
- ・ 南砺市五箇山景観計画（平成 28 年 12 月策定）

9. 予算措置

- ・ 白川村（白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存修理事業等）

年 度	伝建事業	合掌財団事業	合 計
平成 24 年度	58,320 千円	15,218 千円	73,538 千円
平成 25 年度	40,467 千円	14,500 千円	54,967 千円
平成 26 年度	32,518 千円	13,500 千円	46,018 千円
平成 27 年度	28,321 千円	10,600 千円	38,921 千円
平成 28 年度	40,700 千円	10,600 千円	51,300 千円

・南砺市（世界遺産関係事業）

年 度	
平成24年度	78,859 千円
平成25年度	63,153 千円
平成26年度	112,290 千円
平成27年度	115,678 千円
平成28年度	90,167 千円

※南砺市の世界遺産関係事業費は、世界遺産に含まれる文化財保存修理等に係る総事業費を示す。

10. 来訪者の状況

・ 白川村

年	来 訪 者 数
平成24年	1,379,000 人
平成25年	1,432,000 人
平成26年	1,510,000 人
平成27年	1,730,000 人
平成28年	1,798,000 人

・ 南砺市

年	来 訪 者 数
平成24年	690,000 人
平成25年	715,000 人
平成26年	707,000 人
平成27年	794,000 人
平成28年	774,000 人

※来訪者数については白川村、南砺市ともに「年（1月～12月）」にて集計

11. その他

○白川村荻町重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業

白川郷荻町集落の自然環境を守る会結成45周年記念事業

- 1 開催日 平成28年12月18日（日）
- 2 会 場 荻町多目的集会施設
- 3 主催者 白川村・白川村教育委員会・白川郷荻町集落の自然環境を守る会

【報告基準日】

- 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

げんぱく
原爆ドーム

2. 所在地(県及び市町村名)

ひろしまけんひろしまし
広島県広島市

3. 記載年

1996年

4. 評価基準

(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

類型 1	建造物と開発	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	普及と来訪を促す施設	好影響	顕在的	外部
	多言語による説明板の設置等により、来訪者の利便性の向上を図っている。			
類型 11	生態学的あるいは地学的な突然の出来事(自然災害)	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	地震	悪影響	潜在的	内/外部
	「史跡原爆ドーム保存整備計画」及び「平和記念施設保存・整備方針」に基づき、専門家による組織を設け、平成27年11月より耐震補修工事を実施し、平成28年7月に完了した。			

7. 保存管理体制の状況

(1) 広島県の保存管理体制

広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。

(2) 広島市の保存管理体制

広島市市民局国際平和推進部平和推進課、市民局文化スポーツ部文化振興課、都市整備局緑化推進部及び都市整備局都市計画課が連携して担当する。
学識経験者による原爆ドーム保存技術指導委員会を設置している。

8. 保護措置

世界遺産一覧表記載以降、新たな保護措置は講じていない。

9. 予算措置

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
広島県	0	0	0	0	0
広島市	28,043	13,632	49,391	47,693	10,593

10. 来訪者の状況

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人数	1,280	1,383	1,314	1,495	1,471

(単位：千人)

※来訪者数は、近接する広島平和記念資料館の入館者数である。

28年度については12月現在の来訪者数を計上

11. その他

無

【報告基準日】

- 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

いつくしまじんじゃ
厳島神社

2. 所在地(県及び市町村名)

ひろしまけんはつかいちしみやじまちょう
広島県廿日市市宮島町

3. 記載年

平成8年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、建造物群
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

類型1	建造物と開発	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称1	展望台建替	好影響	顕在的	内部
	『特別史跡及び特別名勝厳島の保存管理計画』に則り対応する。			
名称2	標識等設置	好影響	顕在的	内部・外部
	『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』に則り対応する。			

類型 2	輸送インフラ	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	ロープウェイ改修	好影響	顕在的	内部・外部
	『特別史跡及び特別名勝巖島保存管理計画』に則り対応する。			
名称 2	フェリー・栈橋改修	好影響	顕在的	外部
	『特別史跡及び特別名勝巖島保存管理計画』に則り対応する。			
名称 3	輸送インフラの使用による影響	好影響	顕在的	内部・外部
	特になし			

類型 7	物理的構造に影響を与える現地状況	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	風	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が生じた場合、災害復旧で対応する。			

類型 8	遺産の社会的/文化的活用	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	宗教儀式	好影響	顕在的	内部・外部
	宗教法人団体が遺産の中心的所有者である。			
名称 2	遺産の社会的位置づけ	好影響	顕在的	内部・外部
	教育普及活動			
名称 3	過度の観光	悪影響	潜在的	内部・外部
	入島・入山の制限			

類型 9	その他の人間活動	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	落書等	悪影響	潜在的	内部・外部
	文化財保護法で対応する。			

類型 10	気候変動と天災	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	台風	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が発生した場合は災害復旧で対応する。			
名称 2	洪水・土石流	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が発生した場合は災害復旧で対応する。			
名称 3	海洋水の変化	悪影響	潜在的	内部・外部
	発生した場合に対応を検討する。			

類型 11	生態学的あるいは地学的な突然の出来事（自然災害）	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	地すべり・土石流	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が発生した場合は災害復旧で対応する。			
名称 2	火災	悪影響	潜在的	内部・外部
	防火体制で対応する。			

類型 12	侵略的/外来種又はその数が著しく増加した生物種	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	アルゼンチンアリの来島	悪影響	潜在的	内部・外部
	駆除方法等を検討する。			

類型 13	管理上及び制度上の要因	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	影響の小さい研究	好影響	潜在的	内部・外部
	研究機関の自主性に任せる。			
名称 2	影響の大きい研究	悪影響	潜在的	内部・外部
	研究機関の自主性及び諸法律等による制限			
名称 3	管理活動	好影響	顕在的	内部・外部
	特になし			

7. 保存管理体制の状況

(1) 広島県の保存管理体制

広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。

特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画の策定に関すること及び特別史跡及び特別名勝厳島の現状変更に関することについて審査又は調査を行うため、広島県文化財保護審議会に厳島特別部会が置かれている。

(2) 廿日市市の保存管理体制

廿日市市教育委員会事務局教育部生涯学習課が担当する。

世界遺産の保存管理について審議するため、廿日市市文化財保護審議会が置かれている。

8. 保護措置

広島県教育委員会では、平成 19 年 1 月に、特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画を策定した。範囲は

特別史跡及び特別名勝の指定地（資産区域及び緩衝地帯全域）

9. 予算措置

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
広島県	3,666	16,666	32,336	12,433	6,403
廿日市市	3,666	16,666	32,336	12,433	170

内容は、主として厳島神社の建造物関係の保存修理に係る補助金ですが、今年度は、保存修理がなかったため上記のような予算となりました。

10. 来訪者の状況

区分	24年	25年	26年	27年	28年
人数	4,048	4,085	3,899	4,025	4,311

11. その他

- 平成 29 年 3 月 24 日 厳島神社世界遺産登録 20 周年記念シンポジウム
『厳島神社と日本』-文化と歴史を巡って-

【報告基準日】

- ・ 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ことなら ぶんかざい
古都奈良の文化財

2. 所在地（県及び市町村名）

ならけんならし
奈良県奈良市

3. 記載年

1998年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡、建造物群
文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与える要因

- ◆平城宮跡南側（緩衝地帯）において展示施設や交通ターミナル等の便益施設整備事業が進められている。
 - 国交省と県が平成25年12月に「平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画」を策定している。整備事業実施に伴い、平城遷都1300年祭の際に設置された仮設駐車場は撤去された。普及と来訪の促進に好影響である。
- ◆国営公園となった平城宮跡において整備事業が進められている。第一次大極殿院については回廊等の復原が計画されている。
 - 文化庁による保存整備基本構想、同推進計画を踏まえ、国交省が平成20年12月に「国営平城宮跡歴史公園基本計画」を策定している。大極殿院については国交省が平成23年7月に「第一次大極殿院建造物復原整備計画」を策定している。普及と来訪の促進に好影響である。
- ◆平城宮跡東方の歴史的環境調整区域の地下を通過する大和北道路建設計画がある。

- 事業化までに地下水位監視システムとリスク低減の計画を策定する。
- ◆興福寺北の緩衝地帯において、バスターミナルの整備が進められている。
 - 名勝奈良公園の現状変更に係る文化庁の許可を受け、景観への負の影響が生じないように、慎重に行われている。普及と来訪の促進に好影響である。
- ◆奈良公園（緩衝地帯）の吉城園周辺地区及び高畑町裁判所跡地において、名勝の価値を踏まえた整備が計画されている。
 - 名勝奈良公園の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われる予定である。
- ◆春日山原始林において移入種の増加、シカによる食害、ナラ枯れ等がみられる。
 - 県において春日山原始林保全計画を策定し、対策が進められている。
- ◆大気汚染の影響
 - 奈良市環境基本条例や奈良市アイドリング・ストップに関する条例に基づき予防措置を講じている。薬師寺東塔の相輪について解体修理に伴い修理方法の検討がなされている。
- ◆台風・地震・火災
 - 県・市が地域防災計画の中で文化財被害の予防や応急対策について定めている。
- ◆構成資産を含む奈良県内社寺の建造物等において、液体汚損事件が発生した。
 - 国・県からの注意喚起等により、防犯体制の徹底を図り対応した。

7. 保存管理体制の状況

本登録遺産のうち、建造物は国宝・重要文化財として、春日山原始林は特別天然記念物として、平城宮跡は特別史跡として、国が文化財保護法の規定によって指定しており、保護・保存の措置がとられている。また、建造物が所在する地域は、国が史跡に指定し、指定地内の環境と地上の建造物群および地下遺構の保存を図っている。

各資産は、近接部を都市計画的規制が実施された緩衝地帯（バッファゾーン）によって保護されているほか、各緩衝地帯の間にも「歴史的環境調整区域」が設定され、歴史的風致景観と都市開発等の調和を図り、古都奈良の環境を保全している。

平成27年3月に策定した包括的保存管理計画において資産の保存管理に関する包括的な体制を述べるとともに、県・市の関係部局の連絡調整の場として、『世界遺産「古都奈良の文化財」保存管理連絡調整会議』を、平成27年度に開催した。

8. 保護措置

- ・奈良市屋外広告物条例制定（県からの権限移譲に伴い制定、平成14年施行、

- その際に資産・緩衝地帯・歴史的環境調整区域の範囲を禁止地域に指定)
- ・奈良市景観計画策定（平成22年）
 - ・奈良市都市景観条例をなら・まほろば景観まちづくり条例に改正（平成22年施行、元興寺周辺の緩衝地帯及び西の京・平城宮跡間の歴史的環境調整区域を景観形成重点地区に指定）
 - ・奈良市眺望景観保全活用計画策定（平成24年）
 - ・世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定（平成27年）

9. 予算措置

年度	予算額（千円）
28	483,957
27	206,256
26	111,047
25	650,091
24	220,000

10. 来訪者の状況

年	来訪者数（人）
27	14,976,000
26	14,143,000
25	13,795,000
24	13,324,000
23	13,135,000

奈良市内観光客総数により算出（出典：奈良市観光入込客数調査報告）

11. その他

【シンポジウム等】

- ・文化遺産国際シンポジウム「シリア内戦と文化遺産－世界遺産パルミラ遺跡の現状と復興に向けた国際支援－」

開催日時：平成28年11月23日13:00～17:40

開催場所：東大寺総合文化センター 金鐘ホール

内 容：国内外の専門家が、自称イスラム国により破壊されたシリアの世界遺産パルミラ遺跡の現状を報告。復興に向け国際社会は何ができるかを考える機会とした。

主 催 者：文化庁、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、（公財）ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

【整備・開発行為・計画等に対する訴訟案件、住民の反対運動】

- ・奈良公園における高畑町裁判所跡地の整備
- ・大和北道路建設計画

【報告基準日】

- ・ 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

にっこう しゃじ
日光の社寺

2. 所在地(県及び市町村名)

とちぎけん にっこうし
栃木県日光市

3. 記載年

1999年

4. 評価基準

(i) (iv) (vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡、建造物群

文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与える要因

3. 1 建造物と開発

3. 1. 4 主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ

周囲に宿泊施設が整備されている。

3. 1. 5 普及と来訪を促す施設

平成22年度に日光市サイン計画により案内標識が設置済である。

3. 2 輸送インフラ

3. 2. 1 地上輸送インフラ

周囲に市営駐車場及び民営駐車場を整備している。

3. 3 公共施設

3. 3. 1 水インフラ

資産所有者により水道施設が整備されている。

3. 3. 2 再生可能エネルギー施設

資産所有者により水力発電施設が整備されている。

3. 7 物理的構造に影響を与える現地状況

3. 7. 2 相対湿度

- 高湿度による内外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
3. 7. 4 放射線／光
直射日光による外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
3. 7. 7 害虫
シバンムシ類による建築物への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
3. 7. 8 微生物
カビ類による内外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
3. 8 遺産の社会的／文化的活用
3. 8. 1 儀式的／精神的／宗教的及び共同活用
所有者の宗教法人により祭礼等が継続的に実施されている。
3. 9 その他の人間活動
3. 9. 2 遺産の意図的な破壊
落書き等の人的被害が懸念される。
所有者による定期的なパトロールを実施している。
3. 10 気候変動と天災
3. 10. 1 暴風
落雷による周辺森林への被害が懸念される。
避雷針等の防雷施設を整備している。
3. 11
3. 11. 2 地震
地震の発生時の被害が懸念される。
定期的な保存修理を実施している。
3. 11. 6 火災
落雷による火災の発生が懸念される。
避雷針等の防雷施設を整備している。
3. 13 管理上及び制度上の要因
3. 13. 3 管理活動
温湿度、風向速、雨量を定期的に観測している。

7. 保存管理体制の状況

- ①栃木県教育委員会事務局 文化財課
日光市教育委員会事務局文化財課
「史跡 日光山内」保存・活用協議会

8. 保護措置

- ・2008年（平成20年）登録資産全域と、緩衝地帯の一部を日光市景観条例

による景観計画重点区域に指定

- ・ 2013年（平成25年）1月『史跡日光山内 整備活用計画』策定

9. 予算措置

（日光市）

- ・ 平成28年度 4,806千円
- ・ 平成27年度 3,665千円
- ・ 平成26年度 4,879千円
- ・ 平成25年度 4,869千円
- ・ 平成24年度 1,823千円

（栃木県）

- ・ 平成28年度 2,800千円
- ・ 平成27年度 2,800千円
- ・ 平成26年度 2,800千円
- ・ 平成25年度 2,800千円
- ・ 平成24年度 2,800千円

10. 来訪者の状況

- ・ 平成28年度 2,484千人
- ・ 平成27年度 2,419千人
- ・ 平成26年度 2,006千人
- ・ 平成25年度 2,144千人
- ・ 平成24年度 1,910千人

11. その他

- ・ 「史跡 日光山内」保存・活用協議会 平成28年12月22日開催

【報告基準日】

- ・ 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書**1. 資産名称**

りゅうきゅうおうこく およ かんれんいさんぐん
「琉球王国のグスク及び関連遺産群」

2. 所在地（県及び市町村名）

おきなわけんくにがみぐん なきじんそん なかがみぐんよみたんそん し なかがみぐんきたなかくすくそん なかがみぐん
沖縄県国頭郡今帰仁村、中頭郡読谷村、うるま市、中頭郡北中城村、中頭郡

なかくすくそん な は し なんじょうし
中城村、那覇市、南城市

3. 記載年

2000（平成12）年12月2日

4. 評価基準

（ii）、（iii）、（vi）

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

文化遺産 記念工作物
遺 跡
文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与える要因

<今帰仁城跡>

- ・ 3.1.1 住宅
コア部分に1件個人住宅がある。数年前に買い上げ等の用地協議を行っているが値段等の折り合いがつかず、現在のところ交渉には応じていない。
- ・ 3.1.5 普及と来訪を促す施設
平成28年5月にトイレを新設。
- ・ 3.8.2 遺産の社会的位置づけ
桜まつりの開催、演劇の上演、コンサート、ウェディングを行っている。
- ・ 3.13.1 影響の小さい研究／モニタリング活動
入場者数の把握、平成22・23年度には動植物等の調査を行っている。

<座喜味城跡>

・3.1.1 住宅

①高層アパート・マンションの建設

対応：読谷村景観計画による規制（建築物の高さ制限、12m以内）

②地元住民個人向けアパートの建設によるスカイラインの浸食

対応：読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例による規制（すべての工作物の高さ制限、12m以内）

・3.8.1 儀式的/精神的/宗教的及び共同活用

城内で土着宗教の参拝が行われる際に火気を使用する（線香等）

対応：火気をしない参拝（ひじゅるうこー）を呼びかけ。

・3.13.1 影響の小さい研究／モニタリング活動

入城者数の把握

<勝連城跡>

・3.1.3 工業地帯

バッファゾーン外に隣接する工業地帯の高さ制限が無くなることが予想され、周辺の景観に影響を与える可能性がある。

・3.9.3 軍事演習

勝連城跡上空を在日米軍基地所在のヘリコプターが飛行する。

・3.12.2 侵略的/外来の陸生生物

アフリカマイマイの大量発生

<中城城跡>

・3.3.2 再生可能エネルギー施設

資産北東側のバッファゾーン内において再生可能エネルギー施設（太陽光）設置工事が施工されている。地形の改変は行わず構築物（受電設備）等については資産から視認できない位置に設置、工作物の色彩についても周辺と違和感のないような色彩で着色する方向で施工主に調整を行った。

・3.14 その他の要因（都市公園建設）

県営中城公園の整備事業が推進中。中城公園の整備促進に関する連絡会議において沖縄県、北中城村、中城村の3者で定期的に協議を行い、情報の共有を図っている。

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

・3.8.1 儀式的/精神的/宗教的及び共同活用

(玉陵)

向氏仁淵堂金武御殿門中会が清明祭の祭祀のため玉陵に入園する場合、事前に申請をしてもらい、混乱が生じないように配慮している。

(識名園)

琉球古典箏曲が「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に選択されたことを受け、平成28年9月10日（この日）に識名園で琉球古典箏曲の演奏会を行った。持ち込むものは箏が中心であり、景観や建物に大きな影響はなかった。演奏会は一般客にも公開され、観光にも寄与した。

・ 3. 8. 2 遺産の社会的価値づけ

(識名園)

識名園の活用として、琉装による写真撮影や挙式を行っている。識名園の歴史・文化的な価値を理解してもらい識名園に相応しい伝統的な挙式が行えるよう、指導している。

・ 3. 10. 7 その他の気候変動による影響

(識名園)

平成 28 年 4 月 12 日識名園境界（文化財指定地外）で直径 1m の岩が落石。大雨の影響により、識名園境界に設けられた石垣の一部が崩落したものであった。消防機関・警察機関も出動し、すぐさま崩落を防ぐ応急処置が取られた。今回の事故は、識名園の指定地外で起きたものの、指定地内にも同様の石垣があったため、平成 29 年度の補助事業で崩落を防ぐ工事が行われる予定である。

・ 3. 11. 6 火災

(識名園)

毎年「文化財防火デー」の日には、識名園で消防訓練を実施している。

・ 3. 13. 1 影響の小さい研究/モニタリング活動

(識名園)

園内の池の水の改善と水質調査（平成 29 年度まで実施予定）

(園比屋武御嶽石門)

園比屋武御嶽石門において、埼玉大学大学院の院生が平成 27 年 7 月～平成 29 年 6 月微気候調査を行う。調査方法は直径 2cm ほどのボタン電池のようなセンサーを石壁のくぼみに置いて、5 ヶ月に一度のペースでデータ収集するもの。

・ 3. 13. 3 管理活動

(識名園)

平成 28 年 1 月 26 日に識名園で行われた防災訓練に際して、識名園駐車場付近に設置されている送水口を利用して、園内に送水を試みた。結果、園内で漏水が起これ、調査したところ送水管の破損が見つかった。漏水は歩行者の見学を妨げるほどのものではなく、景観に大きな影響はなかった。その後、消防署の助言を頂いて、平成 28 年 8 月 22 日に送水管の修復を完了した。

< 斎場御嶽 >

・ 3. 10. 7 その他の気候変動による影響

石畳参道脇の表層土が台風・大雨等により流亡しており、土嚢袋を補填して対応している。

・ 3. 8. 6 観光/来訪者/レクリエーションの影響

観光客増により石畳表面が磨耗している。また、祈りの場としての神聖な雰囲気阻害されている。対応については、年 6 日間の休息日を設定して保全に努めたり、ガイドを配置してマナー向上を図っている。石畳磨耗については、御門口から進入してすぐの急勾配な石畳箇所について、転倒する事故が発生しており、平成 29 年度に手すり等の設置について検討する予定である。

7. 保存管理体制の状況

沖縄県及び世界文化遺産所在全市村教育委員会文化財担当部局、観光・地域振興部局、都市計画部局及び内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所首里出張所が、「平成28年度沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会（年1回）、幹事会（年1回）、保存管理検討部会（年1回）、活用検討部会（年1回）へ出席。平成29年度も開催予定。推進協議会・幹事会・保存管理検討部会・学術委員会については、沖縄県教育庁文化財課内に事務局を設置。活用検討部会については、沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課に事務局を設置している。（別紙体制図参照）

<今帰仁城跡>

- ①市村担当部局：今帰仁村教育委員会社会教育課
- ②有識者によって構成される今帰仁城跡調査研究整備委員会を設置し、事務局（今帰仁村）の整備案の提示、許可等の指示に従って整備を行っている。

<座喜味城跡>

- ①市村担当部局：読谷村教育委員会文化振興課
- ②読谷村文化財保護委員会

<勝連城跡>

- ①市村担当部局：うるま市教育委員会文化課
- ②考古学、近世歴史学、建造物の専門家で構成される「勝連城跡整備委員会」を設置し、年2回程度、会議を開催し、勝連城跡の保存管理について検討している。

<中城城跡>

（北中城村）

- ①市村担当部局：北中城村教育委員会生涯学習課

（中城村）

- ①市村担当部局：中城村教育委員会 生涯学習課（史跡整備・保全）、
企業立地・観光推進課（維持管理）

関係自治体・部局間連携会議：中城城跡共同管理協議会会議^{*1}

※1 中城村・北中城村の両村長・副村長・教育長、文化財担当課長、観光担当課長、財政担当課長で構成

- ②専門家／有識者による委員会の設置 中城城跡整備委員会（史跡整備・保全）

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

（首里城跡）

- ①国・県等担当部局：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県教育庁文化財課、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、独立行政法人都市再生機構

（園比屋武御嶽石門）

- ①市村担当部局：那覇市市民文化部文化財課
（玉陵）

- ①県・市村担当部局：沖縄県教育庁文化財課・那覇市市民文化部文化財課

(識名園)

①市村担当部局：那覇市市民文化部文化財課

<斎場御嶽>

①市村担当部局：南城市教育委員会文化課

②常時設置している委員会等は無いが、平成 28 年度から保存活用計画策定事業を行っており、2 か年策定委員会を設ける予定である。

・「アマミキヨ浪漫の会」というガイド団体が資産の清掃活動を行っている。

8. 保護措置

<今帰仁城跡>

・景観法に基づく今帰仁村景観計画の策定 平成 25 年 3 月策定 適用範囲：村全域

<座喜味城跡>

・読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例(平成 13 年 7 月 23 日、改正平成 21 年 3 月 31 日)

・読谷村景観条例(平成 21 年 3 月 31 日)

<勝連城跡>

・「勝連城跡の環境保全に関する条例」 平成 17 年 4 月 1 日制定
範囲－勝連城跡一帯

・「勝連城跡の環境保全に関する条例施行規則」 平成 17 年 4 月 1 日制定
範囲－沖縄県うるま市勝連南風原助加屋、御段、外当、樋川、上原、釜尻、予備の一部地域及び元島の全域

・「うるま市景観条例」 平成 23 年 3 月 18 日

・「うるま市景観条例施行規則」 平成 23 年 6 月 21 日

<中城城跡>

(中城村)

・中城村景観条例(平成 27 年 7 月 1 日施行)

※景観形成重点地区(中城城跡周辺地区)として設定されており、建築物・作物等の開発行為には届出が必要となる。

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

・「那覇市都市計画」(平成 24 年 4 月 1 日施行)

首里城・園比屋武御嶽石門・玉陵や識名園の緩衝地帯(バッファゾーン)を含むエリアが、首里歴史エリア・識名歴史エリアとして設定された。これらのエリアは、同計画において歴史文化景観の保全や緩衝地帯にふさわしい景観整備が求められる。那覇市都市景観条例では、エリア内で建築等を行う際は、当該行為が同計画に適合するよう努めることが明記された。

<斎場御嶽>

歴史文化基本構想の中で、「琉球の信仰世界を語る上で重要な資源」と位置付け資源の劣化や環境の悪化を食い止める利用管理を強化するとした。

(条例等)

- ・南城市開発事業手続条例 平成 22 年 10 月 15 日制定 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例 平成 21 年 12 月 24 日制定 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市景観まちづくり条例 平成 25 年 12 月 20 日制定 斎場御嶽及び周辺地区 (計画等)
- ・南城市都市計画マスタープラン 平成 21 年 11 月策定 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市景観まちづくり計画 平成 24 年 3 月策定 斎場御嶽及び周辺地区

9. 予算措置

<今帰仁城跡>

平成 24 年度 33,000 千円
平成 25 年度 40,000 千円
平成 26 年度 35,820 千円
平成 27 年度 26,937 千円
平成 28 年度 15,053 千円

<座喜味城跡>

平成 24 年度 3,074 千円
平成 25 年度 30,570 千円
平成 26 年度 12,363 千円
平成 27 年度 14,011 千円
平成 28 年度 77,089 千円

<勝連城跡>

平成 24 年度 67,316 千円
平成 25 年度 67,370 千円
平成 26 年度 40,711 千円
平成 27 年度 38,971 千円
平成 28 年度 18,400 千円

<中城城跡>

平成 24 年度 : 75,486 千円
平成 25 年度 : 63,529 千円
平成 26 年度 : 68,451 千円
平成 27 年度 : 59,410 千円
平成 28 年度 : 57,050 千円

<首里城跡>

(首里城跡 ※内閣府整備・維持事業費)

平成 24 年度 798,998 千円
平成 25 年度 601,890 千円
平成 26 年度 647,887 千円

平成 27 年度 654,315 千円
平成 28 年度 671,535 千円
(首里城跡 ※県業務委託費)

平成 24 年度 13,651 千円
平成 25 年度 13,800 千円
平成 26 年度 14,200 千円
平成 27 年度 15,604 千円
平成 28 年度 16,892 千円

<玉陵・識名園・園比屋武御嶽石門>

平成 24 年度 33,415 千円
平成 25 年度 58,116 千円
平成 26 年度 58,396 千円
平成 27 年度 61,277 千円
平成 28 年度 56,846 千円

<斎場御嶽>

平成 24 年度 95,460 千円
平成 25 年度 29,888 千円
平成 26 年度 34,690 千円
平成 27 年度 22,600 千円
平成 28 年度 8,816 千円

【9 資産総額】

平成 24 年度 1,120,400 千円
平成 25 年度 905,163 千円
平成 26 年度 912,518 千円
平成 27 年度 893,125 千円
平成 28 年度 921,681 千円

10. 来訪者の状況

<今帰仁城跡>

平成 24 年 249,930 人
平成 25 年 262,243 人
平成 26 年 267,802 人
平成 27 年 300,627 人
平成 28 年 289,154 人

<座喜味城跡>

平成 24 年 54,376 人
平成 25 年 47,754 人
平成 26 年 47,781 人
平成 27 年 45,099 人

平成 28 年 45,000 人

<勝連城跡>

平成 24 年 132,858 人

平成 25 年 169,890 人

平成 26 年 140,623 人

平成 27 年 155,452 人

平成 28 年 161,685 人

<中城城跡>

平成 24 年 87,687 人

平成 25 年 117,342 人

平成 26 年 119,556 人

平成 27 年 121,978 人

平成 28 年 135,164 人

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

(首里城跡・園比屋武御嶽石門) ※園比屋武御嶽石門は首里城跡と包括的に集計

平成 24 年 2,173,243 人

平成 25 年 2,311,807 人

平成 26 年 2,490,719 人

平成 27 年 2,657,469 人

平成 28 年 2,714,834 人

(識名園)

平成 24 年 82,562 人

平成 25 年 81,581 人

平成 26 年 79,403 人

平成 27 年 72,790 人

平成 28 年 71,300 人

(玉陵)

平成 24 年 78,866 人

平成 25 年 71,166 人

平成 26 年 66,229 人

平成 27 年 66,702 人

平成 28 年 61,238 人

<斎場御嶽>

平成 24 年 418,702 人

平成 25 年 434,294 人

平成 26 年 406,067 人

平成 27 年 392,305 人

平成 28 年 398,693 人

【9 資産合計】

平成 24 年度	3,277,292 人
平成 25 年度	3,495,428 人
平成 26 年度	3,607,536 人
平成 27 年度	3,812,422 人
平成 28 年度	3,877,068 人

1 1. その他

< 首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園 >

・世界遺産解説会 奇数月の第3日曜日（玉陵・識名園）

【報告基準日】

- 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

き い さんち れいじょう きんけいみち
紀伊山地の霊場と参詣道

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

みえけん おわせし くまのし たいきちょう きほくちょう みはまちょう きほうちょう
三重県 尾鷲市 熊野市 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町

ならけん ごじょうし よしのちょう くろたきむら てんかわむら のせがわむら とつかわむら
奈良県 五條市 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村

しもきたやまむら かみきたやまむら かわかみむら
下北山村 上北山村 川上村

わかやまけん はしもとし たなべし しんぐうし かつらぎちょう くどやまちょう こうやちょう
和歌山県 橋本市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 九度山町 高野町

しらはまちょう かみとんだちょう すさみちょう なちかつうらちょう くしもとちょう
白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 串本町

3. 記載年

2004年

4. 評価基準

(ii). (iii). (iv). (vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、文化的景観

6. 資産に影響を与える要因

顕在的事項

- ・ボランティア等による維持管理活動が実施されており、好影響である。
- ・年単位の世界遺産モニタリングだけではなく半期単位の文化財パトロールが行われており、好影響である。
- ・暴風、台風や降雪による倒木、根起きが生じている。関係団体と共に実地調査・対応協議を行うとともに、安全等を確保した上で倒木を撤去するなど、状況に応じて、速やかに対応することに努めている。
- ・管理車輛が接近できない箇所がある。また、台風・大雨後の巡視人員の確保が困難になっている。対処方法の検討が必要である。
- ・来訪者の増加による路面の摩耗が懸念されるが、道普請等により維持管理を行っている。
- ・平成23年台風12号で崩落した奈良県川上村内参詣道について、平成27年度までの状況調査では新たな崩落は認められていない。また、平成29年3月1日現在、参詣道付近までの車の乗り入れはできない状況である（緊急車両はその限りでない）。
- ・平成23年台風12号により、三重県内6箇所被害があった。被害が大きかった御浜町横垣峠道については、紀伊山地の霊場へ参詣する道という、文化財としての本質的な価値の維持を目的とした復旧計画を、御浜町が平成24年度に策定した。平成25年度に復旧計画に基づいて文化庁国庫補助金により復旧事業を実施し、平成26年3月に完了した。ただし、一部に山腹が崩壊して地形が変化したことで原形への復旧が困難な区間が存在し、平成29年3月1日現在、その区間については治山工事が継続中である。
- ・伊勢路の各峠道において、道路の路肩崩落などの小規模な被害が度々発生する。これに対しては、補助事業などによって復旧を行っている。
- ・平成27年に構成資産を含む奈良県内社寺の建造物等において、液体汚損事件が発生した。国・県からの注意喚起等により防犯体制の徹底を図り対応した。
- ・き損等に関しては可能な限り速やかに修理計画・保存整備計画等を策定し実行している。
- ・山岳地帯において、土砂崩れや地滑りが発生している。
- ・不法投棄と思われる固形廃棄物がバッファゾーン内で見られる。今後、対応を検討していく必要がある。
- ・カシノナガキクイムシによる古道沿いの樹木の被害が確認されている。一部枯死した樹木は除去済みである。また、カシノナガキクイムシによる被害予防のため、防虫剤の注入を行った。
- ・イノシシの捕獲が行われている。積極的な狩猟ではなく、構成資産内・周辺の土地を損壊する害獣の駆除に伴うものであり、好影響である。しかしながら、構成資産付近でも実施されるため、歩行者に危険が及ぶ可能性もある。
- ・奈良県天川村では資産における生態系の破壊が鹿の食害により進んでいるため、

貴重な植物の植生地に鹿よけの柵を設置した。

- ・御浜町から紀宝町の七里御浜においては、波浪による浸食が続いている。これに対し、三重県では海岸養浜事業を継続的に実施し、海岸の保全に努めている。
- ・砂利採取は河床を下げる効果がある。
- ・毎年冬季になると山間部独特の低温現象が生じ、凍結による地盤崩壊等の悪影響がある。自然現象であり、対処の方法はない。
- ・林業等により山林の植生及び森林景観が保持されており好影響であるが、今後は林業の衰退が懸念される。
- ・太陽光発電施設の設置が、文化的景観の観点から問題視され始めている。
- ・古来より構成資産周辺で行われてきた農業が文化的景観に結びついており、好影響である。
- ・携帯電話会社による基地局の建設は、通信エリアが拡大され非常時の連絡が可能となるが、一方で景観上の問題も指摘される。
- ・険しい登山道での登山者の滑落・遭難等が発生している。階段・手すり等の設置や携帯電話会社による通信エリアの拡大といった対応を行っている。
- ・果樹の生産ルートと県道認定道路が一部存在するため、車輛通行上の整備・改修が望まれている。
- ・隣接する田畑での農作物の盗難事例がある。対処方法を検討する必要がある。
- ・宗教活動・祭式・伝統行事等が現在も継続実施されており、好影響である。
- ・過疎化、高齢化が進み、伝統的な生活の在り方や知識体系の変化が懸念される。
- ・高速道路の延伸によりアクセスが向上され、来訪者の増加に繋がっている。
- ・尾鷲市八鬼山道において、石造物やバッファゾーンの立木などに、世界遺産登録に関する抗議文がペンキで記された（2件）。尾鷲市が粘り強く交渉し、平成22年度に1件についての抗議文は消去されたが、1件についてはまだ消去されていない。平成29年3月1日現在、新たな抗議文は書かれていない。
- ・世界遺産熊野本宮館が設置されており、好影響である。

潜在的事項

- ・東海・東南海・南海地震の発生による構成資産の損壊が懸念される。
- ・隣接する集落の老朽化した建造物の建て替え等に対して、景観の保護を検討する必要がある。
- ・大規模駐車場の整備が計画されており、景観への影響が懸念される。
- ・かつて構成資産内の杉を薬剤により枯死させた事件や石造物が破壊された事件があり、同様の事件が懸念される。
- ・レッドデータブックに掲載されている野生植物もあり、今後乱獲が懸念される。
- ・湿度、日光などが要因となり、木造建造物である構成資産に悪影響を及ぼしている場合がある。保存修理を実施したことにより潜在化した。
- ・現段階では少ないが、今後、後継者不足で農地の転用が懸念される。
- ・コアゾーンにおけるトレイルランニングは、歩行を原則とする登録時の評価を貶めるものであるとして、一部の地元住民は反対の意向を表明している。

7. 保存管理体制の状況

本遺産を構成する資産（プロパティ）は、「文化財保護法」に基づき、史跡、名勝、天然記念物、国宝、重要文化財の何れかに指定されており、適正に保存管理されている。

また、資産の周囲の緩衝地帯（バッファゾーン）は、「自然公園法」をはじめ、各県の「自然公園条例」や「景観条例」、市町村の「歴史的景観保護条例」等により、一定以上の規模・内容の現状変更等については、事前許可等を要する保護規制の網がかけられている。

こうした法令の運用にあたっては、国の指導のもと、資産の所在する県や管理団体である市町村が、本遺産の顕著な普遍的価値（OUV）を認識したうえできめ細やかな対応を行っている。

加えて、本資産は三県にまたがることから、各県の知事を会長、副会長とする『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』を置き、保存と適切な活用について、「専門委員会」及びオブザーバーである関係省庁の意見を仰ぎ、緊密な協力体制を維持している。

8. 保護措置

【国関係】

- ・『文化財保護法』 ※昭和25年5月30日法律第214号

【三県関係】

- ・『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』

平成17年10月策定、平成27年12月改訂

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的保存管理計画

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画（分冊1）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊2）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊3）

※平成16年に第28回世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」への記載に際し策定が求められた「詳細な保存管理計画」で、平成18年1月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年7月開催の第30回世界遺産委員会で承認された。

※「世界遺産条約履行のための作業指針」による境界線の軽微な変更にあたり保存管理計画を改訂し、平成28年1月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年10月開催の第40回世界遺産委員会の臨時会合で承認された。

【県関係】

- ・『和歌山県世界遺産条例』 平成17年3月制定
※世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存及び適切な活用について、基本理念や県及び県民等が担う役割を定めている。
- ・『和歌山県景観条例』 平成20年3月制定 ※緩衝地帯に適用

【市町村関係】

- ・『尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例』 平成14年6月28日制定
平成19年3月27日改正 ※緩衝地帯に適用
- ・『高野町景観条例』 平成20年12月制定
※世界遺産の構成資産である「霊場高野山」の周辺地域の町並み及び寺院境内を「高野山景観地区」とし、また、構成資産「高野山町石道」及び「熊野参詣道（小辺路）」の一部の周辺地域を「町石道・小辺路周辺準景観地区」として規制強化し、文化的景観の保全とより良好な景観形成を目指す。
- ・『田辺市歴史的景観保全条例』 平成17年5月1日制定
※熊野参詣道(中辺路)・大峯奥駈道沿いの緩衝地帯を景観保全地区に指定し、景観を保全。
- ・「史跡熊野参詣道」保存管理計画、「史跡熊野三山」保存管理計画、「史跡大峯奥駈道」保存管理計画
※平成18年1月作成 『史跡熊野三山』を構成する「熊野本宮大社境内」並びに「熊野本宮大社旧社地大斎原」、また『史跡熊野参詣道』、『史跡大峯奥駈道』そして史跡の周辺景観・環境を、将来にわたり確実に保存管理を行っていくための基本方針を示す。
- ・「熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例」
※平成18年3月1日（改正平成24年3月16日条例第8号）条例第82条範囲については、緩衝地帯（バッファゾーン）と同一となる。

9. 予算措置

県名	予算額（単位：千円）
三重県	30,761
奈良県	379,329
和歌山県	334,119
合計	744,209

- ・過去5ヶ年度の予算額の合計である。（平成24年度から平成28年度）
- ・コア及びバッファに関する保存管理事業に限定している。

10. 来訪者の状況

県名	人数（単位：千人）
三重県	1,614
奈良県	18,516
和歌山県	52,020
合計	72,150

- ・過去5ヶ年度における資産への来訪者数（平成23年度から平成27年度）
- ・三重県は熊野参詣道への来訪者数（東紀州地域振興公社が算出）
- ・奈良県は南部への観光客数（「奈良県観光客動態調査報告書」による）
- ・和歌山県は世界遺産登録地域への観光客数（「和歌山県観光客動態調査報告書」による）

11. その他

	開催日	シンポジウム名 等
1	H28. 10. 23	世界遺産シンポジウム『祈りと共生の世界遺産』 (かつらぎ町)
2	H28. 10. 25	高野参詣道黒河道世界遺産追加登録記念行事（橋本市）
3	H28. 10. 25	世界遺産追加登録記念セレモニー（上富田町）
4	H28. 10. 31	世界遺産シンポジウム（和歌山県）
5	H28. 11. 3	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」追加登録記念式典 (田辺市)
6	H28. 11. 5	世界遺産追加登録記念式典(田辺市)
7	H28. 11. 12	阿須賀神社世界遺産追加登録記念講演会（新宮市）
8	H28. 11. 27	世界遺産追加登録記念講演会（那智勝浦町）
9	H28. 12. 4	史跡高野参詣道世界遺産追加登録記念式典及び歴史講演 座談会（和歌山県世界遺産高野地域協議会）
10	H28. 12. 18	世界遺産登録記念碑除幕式、 世界遺産フォーラム i n 田辺（田辺市）
11	H29. 2. 18	第2回世界文化遺産「吉野大峯の魅力」講演会 (世界遺産吉野大峯活性化事業実行委員会)
12	H29. 4. 23	三重県立熊野古道センター・吉野歴史資料館連携講座 (三重県立熊野古道センター・吉野歴史資料館)
13	H29. 7. 15	近鉄文化サロン・吉野歴史資料館連携講座 (近鉄文化サロン・吉野歴史資料館)
14	H29. 10 予定	世界遺産シンポジウム(那智勝浦町)

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

いわみぎんざんいせき
石見銀山遺跡とその文化的景観

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しまねけんおおだし
島根県大田市

3. 記載年

2007年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(v)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡、建造物群
文化的景観の適用 有

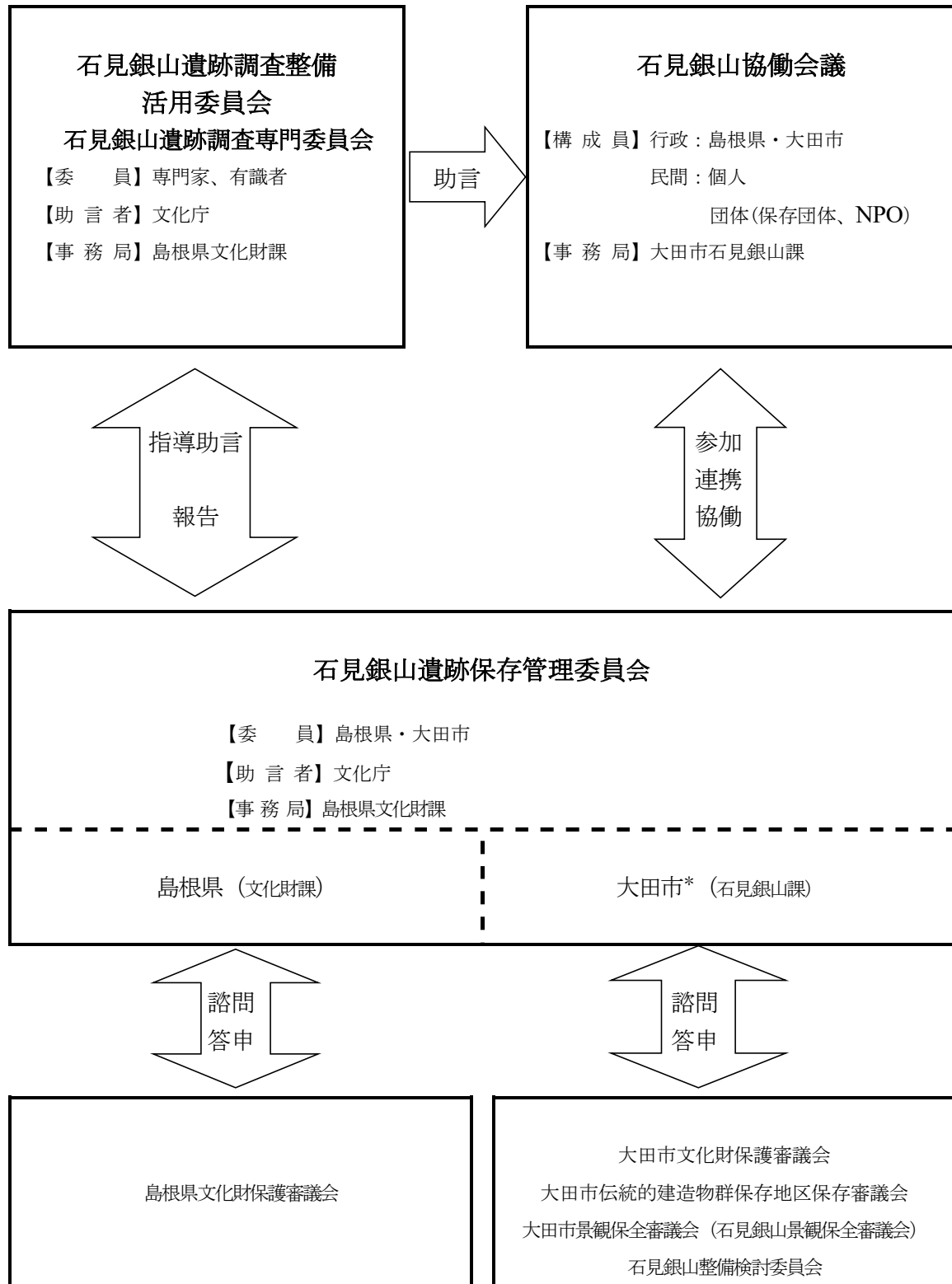
6. 資産に影響を与える要因

- ・資産内にある集落の空家化
集落の空家化に対しては、集落維持（存続）のための方策について検討を続けており、平成29年度中の策定を目指している。
- ・重要伝統的建造物群地区内の伝統的建造物（民家等）の修理・修景
修理・修景については、地区ごとに保存計画により修理事業を継続して実施している。
- ・温泉津伝建地区整備事業
平成31年度までの予定で、下水道（汚水・雨水）整備事業および環境整備事業（無電柱化・道路舗装・街路灯）を実施中である。
- ・遺産内落石及び倒木対策
落石危険個所については対策事業を順次実施している。倒木については、発生し次第撤去などの対応をしている。
- ・社寺
修理が必要な社寺のうち豊栄神社、佐毘売山神社については修理に向けて調査が実施され、修理事業が開始された。
- ・調査
発掘調査、文献調査、植生管理調査、希少種コウモリの生息調査を島根県・大田市において計画的に進めている。
- ・維持管理

遺跡管理員を配置し、維持管理活動や環境美化活動を実施している。

7. 保存管理体制の状況

石見銀山遺跡の保存管理にかかる運営体制図



*大田市では石見銀山プロジェクト本部会議（本部長：副市長、構成員：関係部長）を開催し、石見銀山遺跡の保存管理に係る情報・課題の共有をはじめ、市が実施する各種事業の調整等の作業を行っている。

8. 保護措置

- 2007年12月4日告示 大森銀山地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
- 2008年3月28日告示 石見銀山街道鞆ヶ浦道・温泉津沖泊道の国史跡追加指定
- 2009年12月8日告示 温泉津地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
- 2008年3月27日告示 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画
- 2009年8月 3日告示 大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画
- 2009年9月30日公布 大田市景観条例（※石見銀山景観保全条例を内包するもの）
- 2010年1月 8日公布 大田市景観保全条例施行規則（※同施行規則を内包するもの）
- 2013年12月20日
緩衝地帯内の歴史的建造物（水上神社）について市指定

9. 予算措置

（単位：千円）

	島根県	大田市
H24	158,902	321,256
H25	129,103	251,122
H26	159,554	227,816
H27	159,954	364,402
H28	138,695	320,761

10. 来訪者の状況

	来訪者人数
H24	432,200
H25	511,600
H26	437,100
H27	375,600
H28	313,600

*内訳（一部）

	石見銀山 資料館	龍源寺間歩	旧河島家	熊谷家住宅	世界遺産 センター
H24	33,148	150,529	17,415	20,972	110,291
H25	32,941	186,089	16,346	20,584	107,667
H26	27,503	149,143	12,705	16,565	97,232
H27	23,264	121,153	11,456	15,721	87,811
H28	16,485	101,607	7,328	11,116	79,954

11. その他

平成29年度には「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録10周年記念事業が展開される予定である。

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ひらいずみ ぶつ こくど じょうど あらわ けんちく ていえん およ こうこがくてき いせきぐん
平泉 一仏国土 (浄土) を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群

2. 所在地 (県及び市町村名)

いわてけん にしいわいぐん ひらいずみちょう
岩手県 西磐井郡 平泉町

3. 記載年

2011年

4. 評価基準

(ii)、(vi)

5. 資産の適用種別 (記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

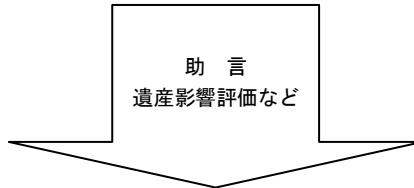
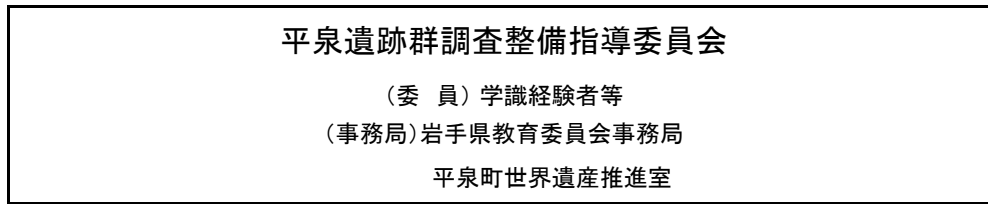
- (1) 資産内及び資産周辺に所在する住宅等は、景観等に負の影響を与えている。そのため、資産内においては住宅を除去（公有化）する予定である。
- (2) 無量光院跡において、道路改良事業に伴う地下埋設物の設置が計画されている。事業者である岩手県県土整備部関係機関と協議し、地下遺構を損傷しない工法について協議中である。一方で、電柱等が除去されることから、周辺景観の改善が期待される。
- (3) 資産のすぐ東を流れる北上川において、河川氾濫抑制のための築堤が実施されている。この堤防は資産内からほぼ視認できず、しかも景観に配慮した設計となっていることから、資産の保護に好影響を与えている。
- (4) 毛越寺境内においては、樹木の状態調査を順次実施し、樹木管理を行うとともに、遣水については、将来な再修復に向けての予備調査及び保存修理を実施している。
また、境内全体の保存修理に向けた長期的修復計画立案に向けた検討を進めている。
- (5) 風力発電事業等の計画に対応するため、緩衝地帯の範囲拡大について岩手県世界遺産保存活用推進協議会の関係者間で協議を継続している。
- (6) 平泉町祇園地内(緩衝地帯)の高速道路のスマートインターチェンジ建設については、資産に対する影響を軽減するように事業者等と協議を継続している。
- (7) 世界遺産条約履行のための作業指針 172 項に基づく、中尊寺大池跡及び無量光院跡の発掘調査及び修復計画書をユネスコ世界遺産センターに提出した。
- (8) 中尊寺境内で建物の建替の計画があり、除却は終了した。考古学的情報の保護及び景観に配慮した建替えを行うための検討を進めている。

7. 保存管理体制の状況

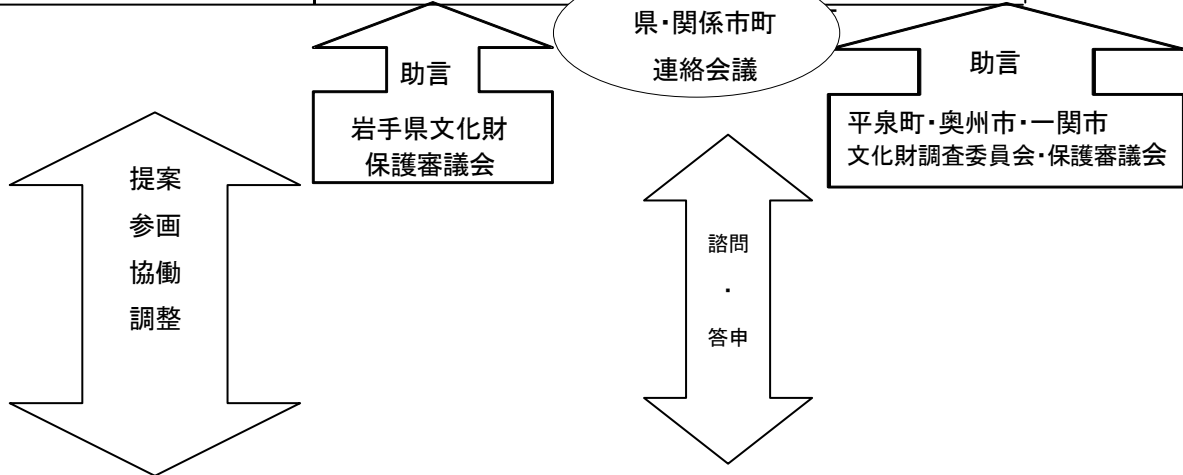
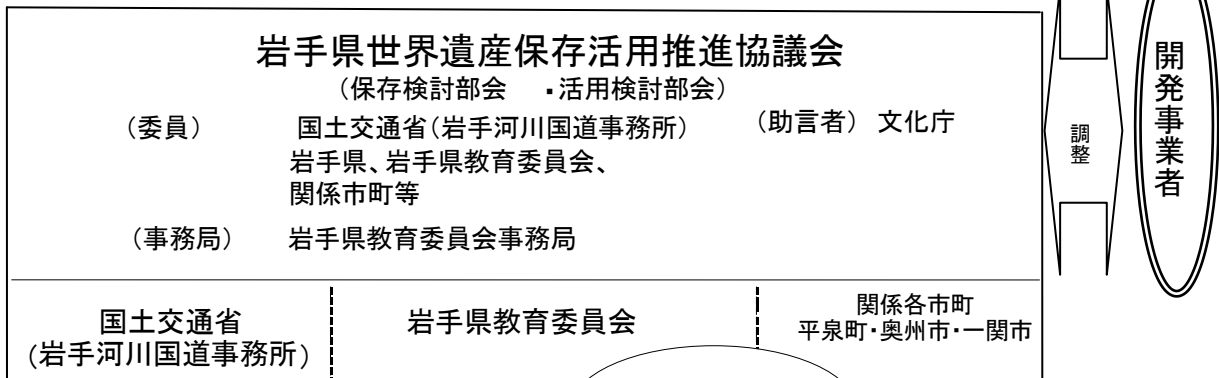
- (1) 都道府県及び市町村における担当部局の設置
 - ・岩手県 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課
 - ・平泉町 平泉町教育委員会世界遺産推進室
 - ・奥州市 奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
- (2) 専門家／有識者による委員会の設置
 - ・平泉遺跡群調査整備指導委員会
- (3) 包括的な保存管理体制
 - ・岩手県世界遺産保存活用推進協議会

【保存管理体制図】

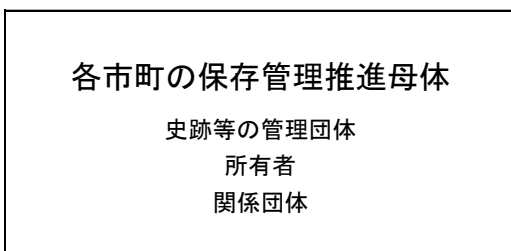
【助言機関】



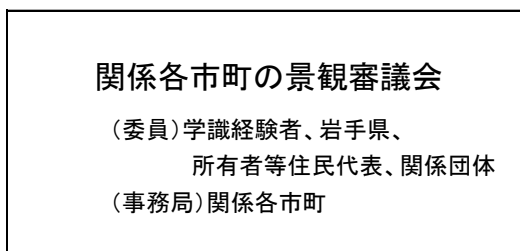
【調整機関】



【企画立案機関】



【連携機関】



8. 保護措置

- (1) 平成27年3月に世界遺産委員会で決議された来訪者管理計画を策定し、今年度意識調査を実施した。

9. 予算措置

年度	岩手県	平泉町	計（千円）
平成28年度	112,825	150,305	263,130
平成27年度	156,864	128,440	285,304
平成26年度	108,857	59,038	167,895
平成25年度	140,780	140,542	281,322
平成24年度	155,954	105,603	261,557

10. 来訪者の状況

年	来訪者数（人）
平成28年	925,227
平成27年	916,662
平成26年	1,021,165
平成25年	1,236,415
平成24年	1,704,063

11. その他

- (1) 平成29年3月30日に岩手県世界遺産保存活用推進協議会を開催予定。

【報告基準日】

- 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書**1. 資産名称**

ふじさん しんこう たいしょう げいじゅつ げんせん
富士山 ー信仰の対象と芸術の源泉

2. 所在地(県及び市町村名)

やまなしけん ふじよしだし みのぶちよう おしのむら やまなかこむら なるさわむら ふじかわぐちこまち
山梨県 富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

しずおかけん しずおかし ふじのみやし ふじし ごてんぼし すそのし おやまちよう
静岡県、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

3. 記載年

2013年

4. 評価基準

(iii)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

富士山包括的保存管理計画に定めた観察指標に基づくモニタリングの結果、2015年度(平成27年度)においては、資産及び周辺環境に対する負の影響は認められていない。

なお、構成資産における整備の状況及び緩衝地帯における開発状況は以下のとおりである。整備にあたっては法令等を遵守し適切に行われている。

➤ 構成資産における整備の状況

- 富士山城の富士スバルライン青草洞門付近において、平成27年度から洞門の延伸工事及び導流堤の新設工事を行っている。
- 富士山城の吉田ルート登山道六合目～八合目付近において、平成27年度に導流堤の新設及び倒壊した砂防堰堤の復旧工事を計画し、砂防堰堤の復旧工事に着手している。

- ・ 人穴富士講遺跡において、史跡整備工事として洞穴人穴の入口部の岩盤補強工事を平成 28 年度から実施している。
- ・ 白糸ノ滝において、平成 24 年度からガイダンス施設整備、滝壺周辺整備、連絡通路整備工事を実施し、平成 28 年度に終了した。
- ・ 三保松原において、L型突堤への置き換え工事に係る詳細設計が平成 28 年 10 月末に完了し、平成 28 年 11 月から工事（L型突堤の横堤の工場製作）に着手している。
- ・ また、「（仮称）三保松原ビジターセンター」の整備を進めている。平成 27 年度から 28 年度にかけて建設工事の設計業務（基本設計）を行っており、2018 年度（平成 30 年度）中の開館を目指している。

➤ 緩衝地帯における開発状況

- ・ 該当なし

7. 保存管理体制の状況

別紙体制図のとおり

8. 保護措置

平成25年 4 月 1 日	富士河口湖町景観計画施行
平成25年 4 月 1 日	裾野市景観計画施行
平成25年 9 月 1 日	身延町景観計画施行
平成26年 4 月 1 日	西桂町景観計画施行
平成26年 4 月 1 日	御殿場市景観計画施行
平成27年 7 月 1 日	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行
平成27年10月 1 日	鳴沢村景観計画施行
平成28年 4 月 1 日	富士吉田市景観計画施行
平成28年 4 月 1 日	小山町景観計画施行
平成28年 6 月 24 日	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例施行

9. 予算措置

富士山世界文化遺産協議会予算 (単位：円)

年度	予算額
平成 26 年度	22,528
平成 27 年度	25,649
平成 28 年度	19,041
平成 29 年度	21,983

※富士山世界文化遺産協議会（平成23年度設置）は平成25年度まで予算計上なし。

10. 来訪者の状況

○富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口八合目登山者数）

（単位：人）

年	現在の富士宮口登山道	現在の御殿場口登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
平成24年	77,755	15,462	35,577	189,771	318,565
平成25年	76,784	17,709	36,508	179,720	310,721
平成26年	57,054	15,503	29,109	141,996	243,662
平成27年	51,453	14,296	21,431	117,267	204,447
平成28年	52,393	14,136	18,487	131,579	216,595

※環境省が八合目に設置した赤外線カウンターによる。

○富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口五合目来訪者数）

（単位：人）

年	現在の富士宮口登山道	現在の御殿場口登山道	須走口登山道	吉田口登山道 (富士スバルライン)	合計
平成23年	177,401	25,134	97,192	638,018	937,745
平成24年	183,789	30,467	75,174	1,023,575	1,313,005
平成25年	167,839	46,558	74,574	981,802	1,270,773
平成26年	110,133	24,373	65,189	971,314	1,171,009
平成27年	99,056	36,462	43,180	1,043,705	1,222,403

※山梨県観光企画課、富士宮市観光協会、御殿場市商工観光課、小山町商工観光課の統計による。

11. その他

（会議）

平成29年3月24日 第9回富士山世界文化遺産協議会

（特記事項）

第40回世界遺産委員会決議における要請事項等への対応状況は以下のとおりである。

➤ パラ8（富士山における実践の共有）

富士山世界文化遺産協議会のホームページを改修し、富士山の保全の取組等を効果的に情報発信する。

➤ パラ9（資産の保全状況及び戦略等の実施状況）

各種戦略に記載した取組のうち、来訪者管理戦略に係る指標等の設定については、以下のとおりである。

＜来訪者管理戦略に係る指標等の設定について＞

- ・ 2015年（平成27年）から、国、山梨県・静岡県、有識者等で構成する「収容力勉強会」において、動態調査・意識調査の結果分析や1日当

たりの登山者数を含めた指標の素案の検討・作成を行っている。

- さらに、2016年（平成28年）11月からは、富士山世界文化遺産学術委員会委員のうち、世界遺産や公園管理に識見のある委員で構成する小委員会を開催し、収容力勉強会で作成した指標案等について助言をいただいている。
- 今後も引き続き、指標案等の検討を進めるとともに、富士山世界文化遺産学術委員会への助言や地元関係者の意見を得ながら、富士山世界文化遺産協議会での承認を経て、2018年（平成30年）7月までに指標等を決定する。

【報告基準日】

- 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書**1. 資産名称**

とみおかせいしじょう きぬさんぎょういさんぐん
富岡製糸場と絹産業遺産群

2. 所在地(県及び市町村名)

ぐんまけん とみおかし いせさきし ふじおかし しもにたまち
群馬県 富岡市、伊勢崎市、藤岡市、下仁田町

3. 記載年

2014年

4. 評価基準

(ii)、(iv)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

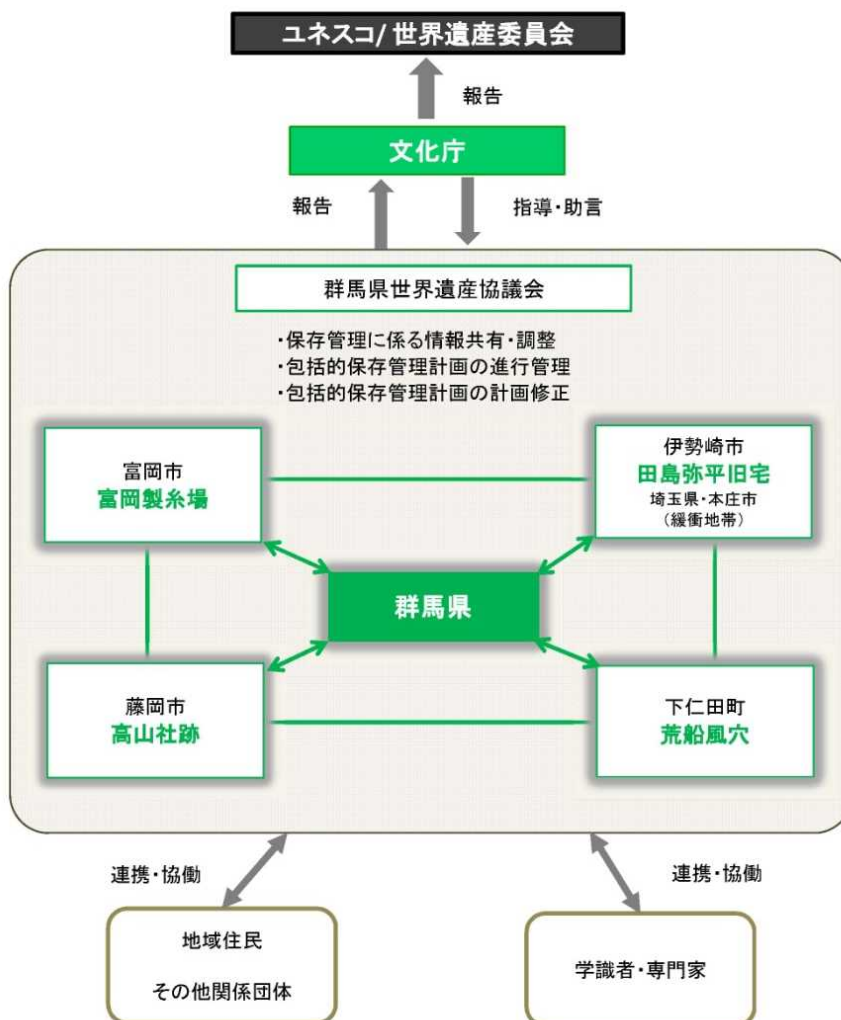
遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- (1) 各構成資産周辺に来訪者用駐車場及びガイダンス施設を整備し、世界遺産登録後に急増した来訪者に適切に対応している。
- (2) 群馬県内各地に残る絹に関連する文化財等を再評価し、保存管理を図るため、構成資産を含めた97件を「ぐんま絹遺産」に登録している。
この「ぐんま絹遺産」をネットワーク化することにより、世界遺産構成資産と絹遺産の連携を推進し、本県の地域振興、観光及び文化的事業の新たな核にしようとするものである。
- (3) 資産・緩衝地帯に対する影響について、様々な観点の下に適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を実施している。
- (4) 平成26年2月に記録的な大雪に見舞われ、富岡製糸場において建造物27棟(うち重要文化財6棟)に被害が生じた。特に甚大な被害となった乾燥場については、災害復旧工事が継続中。乾燥場以外については復旧工事が完了している。
- (5) 富岡製糸場の西置繭所(国宝)について、保存修理及び耐震補強のための工事が行われている。(～平成32年)

7. 保存管理体制の状況



※世界遺産の保存・管理・活用について、専門的な立場から助言・指導を得るため、H27.2.10「群馬県世界遺産専門委員会」を設置。

8. 保護措置

- ・下仁田町屋外広告物条例（2015年4月施行）

緩衝地帯内全域を「禁止地域」に、下仁田町全域を「許可地域」に設定し、広告物の表示面積や色彩等に関する規制を強化している。

9. 予算措置

(単位:千円)

年	群馬県	富岡市	伊勢崎市	藤岡市	下仁田町	合計
平成24年度	22,465	174,455	3,276	11,348	16,738	228,282
平成25年度	48,621	253,593	8,677	23,564	25,410	359,865
平成26年度	72,946	852,818	42,805	203,872	49,893	1,222,334
平成27年度	149,682	1,166,698	50,877	137,221	32,271	1,536,749
平成28年度	177,922	706,167	42,924	17,903	19,263	964,179

10. 来訪者の状況

(単位:人)

年	富岡製糸場	田島弥平旧宅	高山社跡	荒船風穴	合計
平成24年度	287,338	3,752	6,410	2,161	299,661
平成25年度	314,516	8,414	11,895	5,517	340,342
平成26年度	1,337,720	40,086	53,958	23,123	1,454,887
平成27年度	1,144,706	22,351	36,431	19,349	1,222,837
平成28年度	744,953	14,365	20,526	13,161	793,005

※平成28年度は2月末までの集計

11. その他

①平成28年度に実施したシンポジウムや式典、協議会、検討会等

- ・第3回群馬県世界遺産専門委員会

平成28年8月1日(月) 会場:群馬県富岡合同庁舎

- ・シルクカントリーぐんま「絹の国サミット in 藤岡」

平成28年10月1日(土) 会場:みかぼみらい館(藤岡市)

- ・第9回群馬県世界遺産協議会

平成29年3月15日(水) 会場:群馬県庁

②平成29年度に実施する予定のシンポジウムや式典、協議会、検討会等

(いずれも日程・会場等詳細は未定)

- ・第4回群馬県世界遺産専門委員会

- ・シルクカントリーぐんま「絹の国サミット」

- ・第10回群馬県世界遺産協議会

③特記事項

「富岡製糸場と絹産業遺産群」のガイダンスを行うことを主な目的とした世界遺産センター(仮称)を富岡市内に設置することを決定した。平成29年度には、同センターにおける展示内容等の検討に着手する予定。

【報告基準日】

- 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書**1. 資産名称**

めいじにほん さんぎょうかくめいいさん せいてつ せいこう ぞうせん せきたんさんぎょう
 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

2. 所在地(県及び市町村名)

ふくおかけん きたきゅうしゅうし おおむたし なかまし
 福岡県 北九州市・大牟田市・中間市
 さがけん さがし
 佐賀県 佐賀市
 ながさきけん ながさきし
 長崎県 長崎市
 くまもとけん あらおし うきし
 熊本県 荒尾市・宇城市
 かごしまけん かごしまし
 鹿児島県 鹿児島市
 やまぐちけん はぎし
 山口県 萩市
 いわてけん かまいしし
 岩手県 釜石市
 しずおかけん いず くにし
 静岡県 伊豆の国市 (8県11市)

3. 記載年

2015年

4. 評価基準

(ii), (iv)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、建造物群
 文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因**(1) 世界遺産委員会決議(勧告)への対応(全体)**

平成27年7月の世界遺産委員会決議においては、保全措置の計画策定や説明戦略の策定等、以下8つの勧告がなされ、平成29年12月1日までに、勧告に対する進捗状況をまとめた「保全状況報告書」をユネスコ世界遺産センターに提出することとされている。

現在、これらの勧告に対応するため、内閣官房と関係自治体が連携して作業を進めているところである。

【勧告の内容】

- a) 端島炭坑の保全措置計画策定
 - b) 資産全体の保存措置計画・実施計画の策定
 - c) 来訪者数の上限設定
 - d) 新たな枠組みの有効性モニタリング
 - e) 管理保全の実施状況モニタリング
 - f) 人材育成計画の策定
 - g) 説明戦略・展示戦略の策定
 - h) 各種開発計画の進捗状況の報告
 - ・ 旧集成館の国道10号バイパス、三重津海軍所跡の道路橋梁、葦山反射炉のガイダンス施設については、平成27年11月30日に「世界遺産条約履行のための作業指針」172項に基づく保全状況報告書をユネスコ世界遺産センターに提出済。
 - ・ 三池港における小型船舶の係留施設の増設計画については、平成29年12月1日を目途として報告書を提出予定。
- (2) 世界遺産ガイダンス施設建設事業（萩城下町：萩市）
萩城下町の緩衝地帯に、世界遺産ビジターセンターを建設、平成29年3月開館。
- (3) 公衆トイレ整備事業（萩反射炉：萩市）
萩反射炉の緩衝地帯に、萩反射炉来訪者用公衆トイレを設置、平成28年12月供用開始。
- (4) 展示休憩室整備事業（大板山たたら製鉄遺跡：萩市）
大板山たたら製鉄遺跡の緩衝地帯に、明治日本の産業革命遺産及び大板山たたら製鉄遺跡を解説する展示休憩室を改築、平成29年3月利用開始。旧施設は撤去。
- (5) 小水力発電所整備事業（大板山たたら製鉄遺跡：山口県）
大板山たたら製鉄遺跡の緩衝地帯に、ダムの放流水等を使用した小水力発電所を建設中、平成29年末までに整備完了予定。
- (6) 堀内雨水ポンプ場整備事業（萩城下町：萩市）
萩城下町の資産及び緩衝地帯（萩城外堀沿い）に、雨水ポンプ場を改修、平成31年度に完成予定。
- (7) 都市計画道路整備事業（萩城下町：山口県）
萩城下町の緩衝地帯に、都市計画道路今魚店金谷線を整備。昭和60年度から実施中、平成29年度末に国道191号へ開通させる事業が完了予定。
- (8) 研修会館建設事業（宗教法人松陰神社）
松下村塾の緩衝地帯に、研修会館「立志殿」を建設、平成28年10月竣工。
- (9) 花倉川右岸・左岸補修工事（旧集成館：鹿児島市）
平成28年5月の豪雨により、花倉川護岸石垣の一部が崩落したため、土

囊による復旧及び河床部の補修を行った。

- (10) 世界遺産ガイダンス施設の建設（韮山反射炉：伊豆の国市）
上記（１）に示した勧告 f)のうち、韮山反射炉に関しては平成２８年１２月に緩衝地帯にガイダンス施設が竣工。
- (11) 台風１０号による構成資産への被災（橋野鉄鉦山：釜石市）
平成２８年８月に岩手県に上陸した台風１０号により、構成資産である橋野鉄鉦山の顕著な普遍的価値を反映する構成要素の一部が被災した。釜石市により応急措置を施すとともに、被災状況及び今後の復旧等の対策について内閣官房からユネスコ世界遺産センターへ報告を行った。
- (12) 第３豎坑捲座跡応急補修事業（端島炭坑：長崎市）
煉瓦造りアーチクラウン部でレンガが脱落し、アーチクラウン並びにその上部のレンガ構造に影響を及ぼす恐れがあることから脱落部への煉瓦の追加を実施した。（平成２７年度）
- (13) 第３豎坑捲座跡仮設補強事業（端島炭坑：長崎市）
壁が１面だけ独立した形状で残っており構造物として不安定であることから、今後台風等により転倒の可能性が高いため、補強までの間の転倒防止措置として仮設補強を実施した。（平成２８年度）
- (14) 入坑棧橋仮設補強事業（端島炭坑：長崎市）
階段状通路を支えていたトラス状鉄骨が腐食滅失しコンクリート構造だけで残存しており、一気に崩壊する可能性が高いため、補強までの間の崩壊防止措置として仮設補強を実施した。（平成２８年度）
- (15) ７０号棟下部埋戻し事業（端島炭坑：長崎市）
７０号棟（端島小中学校）は、過去の台風による洗掘により建物下部に大規模な空洞が生じており崩壊する可能性が高いことから、空洞部への埋戻しを実施予定。（平成２９年度は建物下以外の範囲の埋戻し、平成３０年度は建物下の埋戻し）
- (16) 旧高島町営プール公園整備事業（高島炭坑：長崎市）
高島炭坑の緩衝地帯に位置する「旧高島町営プール」を平成２８年度に解体し、跡地は平成３０年度までの予定で公園整備事業を実施。
- (17) 史跡高島炭鉦跡（高島北溪井坑跡）保存整備事業（長崎市）
平成２８年度に地下遺構の地表表示等による顕在化、史跡地のジオラマ作成・展示、遺構説明板の作成・設置を実施。
- (18) 平成２８年熊本地震による被災（三角西港：宇城市）
顕著な普遍的価値に貢献する要素ではないが、旧三角簡易裁判所本館及び弁護士控室のウェーブガラスに９枚ひび割れが発生、取り換えにより修復を行った。また、旧三角簡易裁判所記録倉庫において、漆喰外壁の一部分の剝離及び外壁レンガの落下が発生し、修復を実施。
顕著な普遍的価値に貢献する要素ではないが、旧宇土郡役所庁舎の内壁漆喰にひびが多く発生、本年度の耐震設計業務に含め、業務委託を実施し、次年度以降に修復予定。

顕著な普遍的価値に貢献する要素である旧三角海運倉庫の近年増築された登録有形文化財範囲外の漆喰外壁にひび割れが発生、影響は軽微であることから経過観察のうえ、修復を検討。

(19) 豪雨による被災（三角西港：宇城市）

平成28年6月の豪雨により、山側からの土石及び出水があり、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素である、西排水路において底石2個及び東排水路において底石5個が洗掘した。今後、現状復旧を行う予定。

(20) 街なみ環境整備事業（遠賀川水源地ポンプ室：中間市）

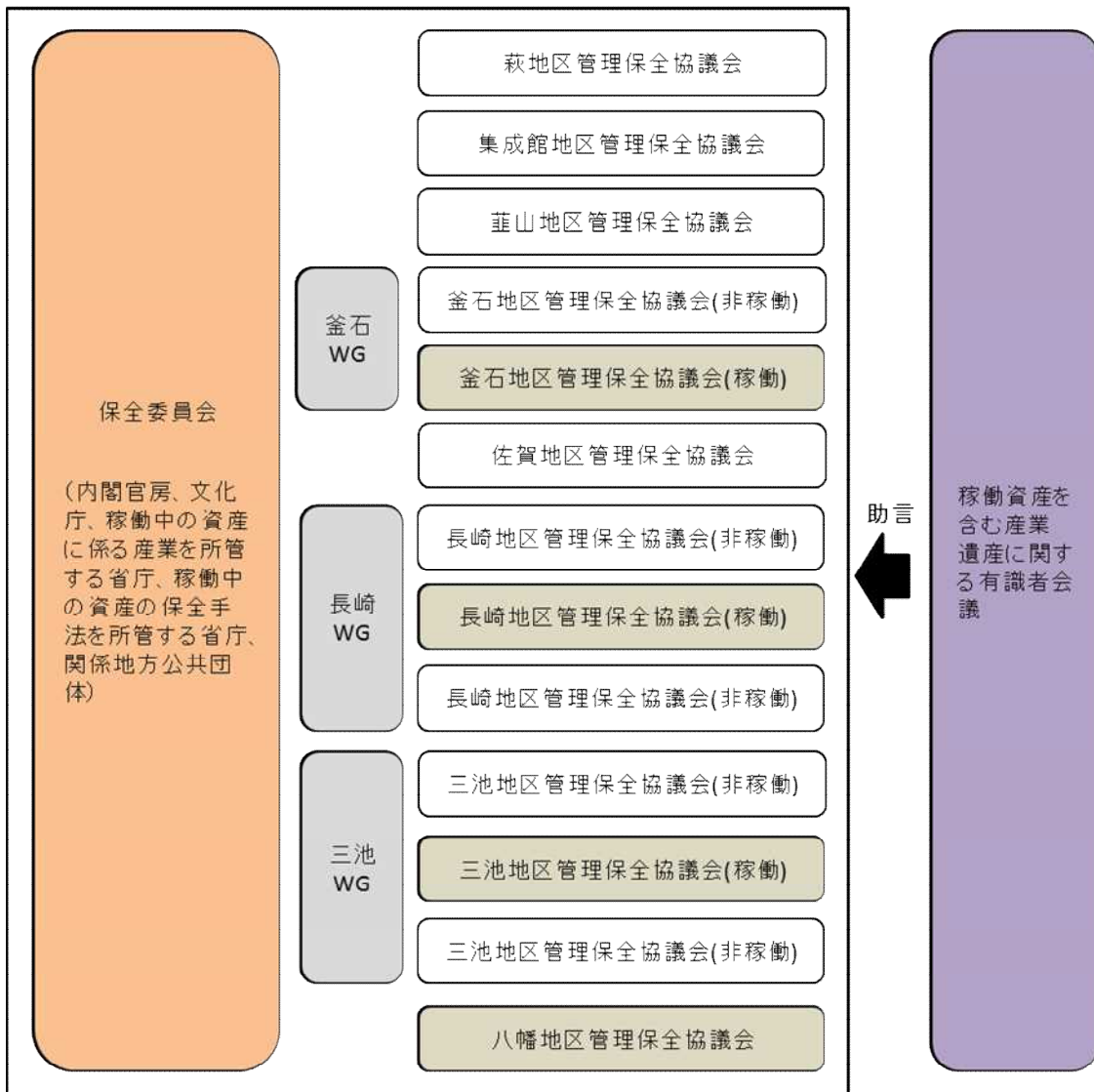
平成32年度までの予定で、遠賀川水源地ポンプ室が所在する土手ノ内地区の環境整備事業（道路舗装・案内板設置・生活環境施設建設）を実施。

7. 保存管理体制の状況

本資産の管理保全は「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」（平成26年1月29日作成）に基づいて、関係省庁、関係自治体、所有者等が連携し取り組むこととなっている。保存管理体制については、下記体制図のとおり。

なお、各地区別管理保全協議会については、それぞれ年1～3回程度開催し、所有者、管理者、関係行政機関での意思疎通に努めつつ意思決定を行っている。また、保全委員会については年2回程度開催し、関係行政機関において遺産群全体にわたる事項について、情報・意見の交換並びに意思決定を行っている。

「明治日本の産業革命遺産」管理保全体制



8. 保護措置

- | | |
|-------------|---|
| 平成27年4月1日 | 中間市屋外広告物条例施行 |
| 平成27年9月 | 史跡 高島炭鉱跡(高島北溪井坑跡・中ノ島炭坑跡・端島炭坑跡) 保存管理計画策定 |
| 平成27年11月12日 | 宇城市附属機関設置条例の一部改正
(宇城市文化的景観整備活用委員会設置、三角西港修復・整備活用委員会設置) |
| 平成28年 3月 7日 | 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件 (文部科学省告示第45号) |
| 平成28年10月 | 史跡 三井三池炭鉱跡のうち、旧長崎税関三池税関支署の国史跡追加指定告示 |

9. 予算措置

明治日本の産業革命遺産世界遺産協議会予算

年 度	予 算 額 (千円)
24	116,970
25	155,550
26	167,250
27	296,430
28	151,796

10. 来訪者の状況

年度	人数 (4月から2月まで)
27	4,932,960
28	3,503,794

※ 三菱長崎造船所 第三船渠, ジャイアント・カンチレバークレーン, 占勝閣は非公開施設のため未集計

11. その他

協議会事業として以下の展示・研修等を実施・予定している。

(1) デジタルドキュメンテーション展 (巡回展)

グーグルアース・ストリートビュー (ソフト) 及び7面の大型ディスプレイを用いた迫力のパノラマ映像により, 明治日本の産業革命遺産を紹介するもの。平成27年度は萩市で, 平成28年度は鹿児島市, 荒尾市, 長崎市, 北九州市で開催。平成29年度は大牟田市, 佐賀市, 釜石市, 伊豆の国市で開催予定

(2) 管理保全研修会

関係自治体職員を対象に管理保全に係る研修を実施 (平成28年5月, 平成29年2月)

(3) ガイド研修会

各地域で活動するガイドの資質向上と活動の充実を図るため, ガイド研修会を実施 (平成28年11月)

【報告基準日】

- ・ 平成29年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—
けんちくさくひん きんだいけんちくうんどう けんちよ こうけん

2. 所在地(県及び市町村名)

とうきょうとたいとうく
東京都台東区

3. 記載年

2016年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

(1) 緩衝地帯内のJR上野駅公園口前における、JR東日本、東京都、台東区の3者による駅舎及び駅前空間整備計画が進行中である。

本事業が国立西洋美術館の顕著な普遍的価値に対し負の影響を与えることがないように、文化庁、国立西洋美術館とも情報共有し、事業主体の3者間で協議しながら引き続き工事を進めていく。

(2) 平成28年7月の世界遺産委員会決議においては、遺産影響評価の導入やモニタリング指標の改定等、以下の勧告がなされ、平成29年12月1日までにユネスコ世界遺産センターに勧告に対する報告を提出することとされている。

現在、これらの勧告に対応するため、関係国及び文化庁、国立西洋美術館、東京都、台東区が連携して作業を進めているところである。

〔勧告の内容〕※他資産のみに係るものは除く

- ・ 全ての構成資産における開発計画を対象として、遺産影響評価を導入すること
- ・ 全ての構成資産についてモニタリング指標を改定すること

- ・ 一連の資産について、関係者の合意による全体的な保全手法及び手順を整備すること
- ・ 資産全体への潜在的影響という観点から、全ての関係国が全ての構成資産における主要な開発計画について十分に把握するために、「常設会議」がどのような役割を果たすことができるかについて検討すること
- ・ 今後の拡張に向けたあり方、最終的な範囲について、「常設会議」からの案を提出すること

7. 保存管理体制の状況

(1) 都道府県及び市町村における担当部局の設置

- ・ 東京都 東京都教育庁地域教育支援部管理課
- ・ 台東区 台東区総務部世界遺産登録推進室
台東区都市づくり部都市計画課

(2) 資産の管理

- ・ 独立行政法人国立美術館国立西洋美術館

8. 保護措置

なし

9. 予算措置

(単位：千円)

年	国立西洋美術館	東京都	台東区 (※)
平成 24 年度	10,000	5,157	8,991
平成 25 年度	5,124	5,123	7,000
平成 26 年度	9,556	5,123	9,564
平成 27 年度	35,779	7,324	14,105
平成 28 年度	38,990	15,597	103,700

※台東区は世界遺産登録推進事業に係る費用。また、金額は年度末時点の予算現額。

※ 国立西洋美術館については、世界遺産登録関連経費を記載。

10. 来訪者の状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総来場者数	989,344	1,316,842	475,587	627,014	1,239,205
常設展のみ	121,813	155,193	115,795	152,896	431,874

※ 総来場者数は、企画展と常設展の入場者数を合わせたもの。28 年度については、3月7日現在の数字。

11. その他

(1) イベント、式典、会議等

<台東区>

(イベント・式典等)

- ・世界遺産区民講座（平成28年4月16日、平成29年2月16日）
- ・国立西洋美術館世界遺産登録記念式典・祝賀会（平成28年10月17日）
- ・国立西洋美術館世界遺産登録記念フェスティバル in 台東（平成28年10月29日、30日）

(会議)

- ・国立西洋美術館世界遺産登録推進活動連絡会（平成28年6月15日）
 - ・国立西洋美術館世界遺産登録推進活動報告会開催（平成28年8月4日）
- ※行政、議会、民間推進団体の代表者による活動の連携と情報共有

(2) その他

- ・「JR上野公園口前における最終案が未定な整備工事に伴う懸念についての陳情」（平成29年台東区議会第1回定例会産業建設委員会）